

時事新報

第一千九百六十八號
明治廿四年三月廿四日
舊曆辛卯二月十五日
(己酉年正月廿五日辰時四十二分)

(西曆一千八百九十一)

之を不當とし凡そ地方税の収入人は他の收入豫算と同
じく府縣會の議定に付すべきものなれば鐵道會社より
斯る實費を辨納せんとの申出ある時は先づ縣會の決議
を經て執行すべき筈あるに事茲に出でざる縣會の權理
を侵害したるものありとて其極遂に法制局に提出して
其裁定を仰きたるに去る十六日同局は裁定を下して縣
知事の處置を適法のものとせり今裁定書中の審明・判
決を摘記すれば左の如し

審明 本件縣政事と縣政と法律の見解を異にして権限を争ふの要點は縣知事が山陽道會社より算出せしむる郡書記の出庫費用に係る精算報告を爲さず又其算出金額を地方税額の收入と爲さるは其當を得たるや否に於て算出報告するに係る會計規則第六條第一項出納算定の報告に係る規定は理事者が前年年度中地方税の收入及地方税を以て支拂したるものに就き方税額の範囲内に於て收入したるものと審査すべき権利を所長會に付與したものなり然るに本件の費用は現に地方税を

以て支辨したものにあらされば之が精算報告を爲さざるを以て縣會の權限を犯したるものと謂ふを得ず又縣知事が鐵道會社より金額を支辨せしめたるは行政上の過失に出るものなれば之を地方税經濟の收入と爲さざるを以て法規の過誤と爲さざると得ず

判決　右の理由に依り縣知事が那書記の出張費用及山陽鐵道會社の精算金に係る精算報告を爲さざるは法律の見解を誤り縣會の權限を

○水車營業の苦情、行政裁判 神奈川橘樹郡稻田村の
三竹傳藏氏外八名は水車營業許可取消の件に就き同縣
知事淺田徳則氏を相手取り行政裁判所に訴訟を提起し
たるに去る十九日左の判決ありたり

(原告氏名略す)
右原告三竹傳蔵外八名より被告奈川縣知事淺田德則に係る水害賠償
許可取消の件訴狀に就て審査するに
原告請求の要旨は被告縣知事は明治二十一年十一月七日甲第二號證の
通り神奈川橋樹脂船田村大字登戸字幸耕地三千三百六十四番地井上

廷次郎より提出したる水田敷設願に對し同月二十二日に許可の指令を
與へたり然るに該水車設置以來四季間断なく多量の水流を使用するを
以て其下流は冬季と雖涼れて田面を要し草木の發生を妨げ夏季に至れ
ば益々多量の水流を成して田面殆んど油沼の如く爲に汎土膨脹し温暑
を吸収せざ衣て沿の發生を妨げ改善を試するもさ苦しまるものあり是即

該水車の爲に原告が被るる所の損害なり夫れ此の如く水下附近の耕地に損害を與ふるの場合に於ては甲第一關縣令第二條に依り水下關係地主として原告の承諾押印を述べさせざるに井上延太郎は曾モ此手續を履行せず戸長亦此點に心付かずして奥印を爲したるに被告縣知事が原告の承諾なき無資格の類に向て許可の指令を與へたるは(前二)明治二十三年は即ち第六百六關第三の公認免許に關する原告の権利を毀損し(前)

(二)同法第四の水利に関する原告の権利を毀損したる違法の處分され
ば其指令の取消を請求すと云ひ又本件は明治廿三年四月二十三日請願
規則に依り被告通知事項へ該載したる應許否の指令遞延し若し給付と
きは原告の権利に大關係を及ぼすまで明治二十四年一月十五日上申
の上却下を受け遂に本訴に及びたるものなり故に出訴期限は行政裁判
法第二十二條に依り其却下の日より起算して六十日を以て限界とすべ
法

きものなりと云ふに在りと誰被告駆逐事が原告の精闢を知下したるは即ち原告の申出に依り其頭領を遣せしめたるものなるに過ぎず依て神奈川県駆逐に出願し其指令を受けたる後出訴すべきものにして本件は未だ行政庭の處分を受けたるものに在らざるを以て受理すべきものに非らずとす

○獨逸の前陸軍參謀本部長ワルデルゼー伯 過日の紙
上に記せし如く獨逸のワルデルゼー伯は陸軍參謀本部
長の任を辭せんとして辭表を奉呈し皇帝は之を許可した
本件は行政裁判法第二十七條に依り之を知下す

れ共全く軍務を退かんとする伯の要求を聞届けず第九
軍團の司令官に補したりしが客月上旬伯は參謀本部長
の事務をシライフエン伯に引渡^{ひわだ}し參謀士官に告別の演
説をあして我皇帝陛下は余を轉任せしめたり其理由を

質問するは兵士たる者の本分に非ずと述べ夫より參謀士官が是迄伯を輔佐したる勢を謝し皇帝陛下の萬歳を三呼せんふどを求めたりシライエン伯は參謀士官の總代としてウルデルセ一伯に向ひて伯の尊稱を勅したり

○新潟縣會の紛擾 新潟臨時縣會は去る十九日開會。範學
校建築敷地の件に關し議事を開きたるに其敷地に充て
んとする軍兵營の件賈と統合委員は一平五賈と報告し
た。

たれども理事者の取調べたる所に據れば一坪十六錢あり同一の場所にして斯くも相違のあるは甚だ訝しく要するに委員の報告は信を置き難きに付し再調査に附す

に表面は全く金額上の事に在るか如くされども實際は
然らずして其本意の存する所明に見る可きが如し若し
も議會の精神にして果して金額の縮減に在るみとあら
ば宜しく正當の順序を踏て一厘半毛にても唯實際に減
額の多からんなどと望む可う筈なるに然るに議場の
論譲は此方向に出でずして只管政府の急所を狙ひ之を
衝んとしたるは俗に云ふ喧嘩仕掛の勢にて傍より之を
見れば議會の本望は寧ろ豫算の不成立又は其解散を欲
するものゝ如し即ち其不平は數理より出づるに非ず感
情に生じたるものにして只政府を苦しむるを目的と爲
るものなれば些々たる政費の増減の如きは必ずしも人
民の深く喜愛する所に非ず然るに政府は議會の議決を
眞誠に受け部内の改革を行ふと云ふ其改革の實は何れ

方見るに於けるのみならんと雖も抑も國會が六百萬圓の減額を議決したる其精神は單に金額上の事のみなるやと云ふに我輩の所見に於ては必ずしも然らざるが如し若しも其減額が全く數理より出でたるものにして他意あらざるに於ては政府の事は甚だ容易にして唯その減額の改革だけを行へば以て世間の口を塞ぐを得て今後は全く安心あれども本來今の人々が政府に對する不平は其原因頗る深きものにして單に政費の數理上のみにあらず即ち其不平は感情より生じたるものにて年來政府の處置は人民の感情を損するほど甚しく無謀短慮の輩に至りては憤に堪へずして非常の手段に及び却て其身を誤りたるものもある程の次第にして其他一般の人民と雖も誰一人として政府に負するものとてはあく少しく心あるものは成る可く之に遠かりて喜要を共にするを屑しそせず又政治の野心あるものは頻に其非を鳴らして直接間接に國中の人心を動かし只管政府に反対の趣向のみを工画したれども政府に於ては毫も顧みる所なく雙方ともに互に感情を悪くして以て今日に至りたるふとされば此惡感情は一朝一夕にして容易に消散す可きに非ず左れば國會講場の所論を見る

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月
前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費
を申受く可し

| | | | |
|-----------|---------------------------------|----------------------------|------------------|
| 時事新報廣告料前金 | 一 行 五 錢 | 六 月 付 十 二 錢 | 七 日 以 上 |
| 時事新報廣告料前金 | 一 行 二 付 十 一 錢 | 六 月 付 十 一 錢 | 七 日 以 上 |
| 時事新報廣告料前金 | 一 行 五 錢 | 六 月 付 十 二 錢 | 七 日 以 上 |
| 時事新報廣告料前金 | 一 行 一 付 十 一 錢 | 六 月 付 十 一 錢 | 七 日 以 上 |

○法制局の裁定、岡山縣知事と同縣會、岡山縣會は過
般開會の節明治二十二年度地方稅收支精算の報告を受
け之を調査したるに同年度中國山縣知事は山陽鐵道旨
社と一の規約を結び同會社より土地買収等に關し都書
記の出張を乞ふ時は其費用即ち車馬費其他の諸雜費に
して苟も鐵道用の土地買収等に關する實費は會社より
辨償せしめたる事を發見したるにぞ縣知事代理人に其
説明を要めたるに其事素よりありて事實に相違あきも
簡は單に鐵道用土地の買収等に關したる事柄にして即
も行政に附帶したる事務されば純然たる行政事務とは
其間自ら差異あり因て都書記の費用及び之に對し鐵道
會社より收受したる辨償額は地方經濟に關係なく隨て
地方稅收支精算中に編入せずと答へたり然るに縣會は

じくするものにして事に益あきか故に凡そ外觀虚飾に觸する斯る種類のものは一切廢止して差支ある可らず又位階官爵等の如きも我輩の屢ば述べたる如く今文明の政治には眞に兒戯の沙汰にして偶々以て俗界の羨望を買ふに過ぎざるものあれば若しも出來得るひとあらば共々に之を廢する方、然る可し斯くて政府が部内の改革を行ふと同時に心事を一轉して外に對する從來の所作振を改め官宅車馬を始りどし人の目に觸れて其感情を悪くするの嫌あるものは一切みれを廢し専ら愛媛と目として廣く世間の人人に接するときは人民の感情より生じたる不平も次第に消散して來期の國會も或は觀を改むるみどあらんあれども若しも政府の所見此邊は在らざるに於ては例令へ國會の議決を重んずるの意味にて正直に減額の實を實行すと雖も國會の人々は到底ふれに満足せずして今後ます／＼紛擾を見るの外ある可らず如何とあれは今の人民の不平は數理より出るにあらずして感情より生じたるものなればあり我輩は政府に向て呉れ／＼多方角違ひの處置あからずみとを希望するものなり

易なる可し我輩の所見を以てするに從ふ政府の處置は
敢て壓抑專制の實あるに非されども自から居るほど高
くして人に親しまず兎角愛嬌に乏しくして人心を得る
に巧みあらざるが如し即ち本來の性質は敢て惡性のも
のに非ずと雖も俗に所謂附合ひ悪き達にして人に嫌は
るゝものなれば先づ其欠典に注意して心事を改め愛嬌
を賣るの手段肝要あれども其他、外の形に現はれて人
の感情を害するもの一にして足らず彼の官宅車馬の豪
壯華美あるは著るしく人目に觸れ最も世間の感觸を惡

寧を以て十分に議會の望を満足したるものと心得、未來永劫の安心を期するが如きふともわらば誤解の甚しきものにして來期の國會を待たずして自から其誤解を發見するの機に到着せざるを得ず故に政府が來期の國會を満足せしめんとするには部内の改革を行ふ其上に人民の政府に對する感情を察するふと大切にして其感情の何れの邊に在るやを知らば之に處するふと誠に容